保育利用調整基準指数

児童氏名		生年月日	H・R　　年　　月　　日生	歳

（1）基本指数

入所基準		保護者の状況	指数	
NO.	類型	細目	父	母
①	就労	月１４０時間以上（週３５時間以上）	１０	１０
		月１２０時間以上（週３０時間以上）	9	9
		月１００時間以上（週２５時間以上）	8	8
		月８０時間以上（週２０時間以上）	7	7
		月６０時間以上（週１５時間以上）	6	6
		月４８時間以上（週１２時間以上）	5	5
②	妊娠・出産	妊娠中又は出産から８週間を経過する日の月末まで	－	6
③	疾病・負傷	入院・常時病臥・精神疾患により保育不能	１０	１０
		通院・精神疾患により保育困難（通院週４日以上）	7	7
		上記以外で保育に支障	6	6
④	障がい	身体障害者手帳(1～2級)・療育手帳(A)・精神障害者手帳(1級)及び同程度と判断できるもの	１０	１０
		身体障害者手帳(3級)・療育手帳(B)・精神障害者手帳(2級)及び同程度と判断できるもの	8	8
		身体障害者手帳(4～6級)・精神障害者手帳(3級)及び同程度と判断できるもの	6	6
⑤	介護・看護	全介助が必要な親族の常時介護	１０	１０
		部分介助が必要な親族の常時介護	6	6
		上記内容と同等と認められる、居宅外での介護（上記指数＋１）		
⑥	災害復旧	火災・風水害・震災その他災害による自宅等の復旧	１０	１０
⑦	求職中	求職活動中（起業準備含む）	3	3
⑧	就学、職業訓練	学校、職業訓練校等に就学	6	6
⑨	児童虐待・ＤＶ	児童虐待のおそれ又は配偶者からの暴力	５０	
⑩	その他	①～⑨に類すると市長が認める場合（３～５０）		
就労等の状況		単身赴任中	4	4
		産休・育休明けのもので、復帰予定日が前後一か月未満のもの（日々雇用される者を除く）	3	3
		居宅内就労又は仕事場が居宅の敷地内若しくは隣接地にある	－１	－１
		就労予定のもの	－１	－１
		配偶者や祖父母など身内が営む自営業に従事しており、扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となっている	－１	－１
世帯の状況		父母ともに不在（死亡・行方不明等）	２８	
		ひとり親等で、満６５歳未満の祖父母と同居していない	２０	
		ひとり親等で、満６５歳未満の祖父母と同居している	１８	
		生活保護世帯	6	
		中学校就学前の子どもが３名以上いる	1	
		父母以外の保育可能な同居者がいる	－２	
		入園申込受付期間終了日の翌日時点で保育料を滞納している	－２	
申込児童の状況		申込児童が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を所持している又はそれと同程度と判断できるもの	5	
保育士		市内保育施設に保育士として勤務することで、入所枠増加を見込める場合	(1)①の指数×４	
未満児保育施設卒園児		小学校就学前までに卒園になる保育施設（みなと保育園・夕日ヶ丘ひまわり保育園・サンライズキッズ保育園）から卒園し、申込みする場合	１０	

（2）調整指数

項目	内容	指数
小学校区	希望する保育所の所在する小学校区に居住している場合	1
きょうだい入所	きょうだいが既に入所しており、同一の保育施設等に入所を希望する場合	3
同時申し込み	きょうだいで新規に入所を希望する場合	2
家庭内特殊事情	育児リスク等、特別な事情を抱えるもの(１～５０)	

合計	基本指数		調整指数		保育指数		標準 ・ 短

（3）指数同位の優先順位

1	当該保育施設の希望順位が高いもの
2	要件間の優先順位（基本指数の優先順位） 1.児童虐待・DV　2.災害復旧　3.疾病、障がい　4.就労　5.介護・看護　6.就学　7.出産 8.求職中
3	保護者の合計所得金額が低い世帯